

相模原市ベンチャー・スタートアップ企業進出補助金のご案内

1 制度概要

事業を行う目的で、市外から相模原市に事業所を新たに設置するベンチャー・スタートアップ企業に対し、事業所の設置に係る賃料や事業の実施に係る外注加工費等の補助を行います。

2 補助制度の対象・対象経費・補助上限額

これまで相模原市内に事業所を持たず、相模原市外の日本国内で開業・法人登記をしており、新たに、相模原市内に事業所を設置した中小企業等（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人）で、以下の要件を満たす場合に対象となります。

先着順で随時受付を行い、申請は令和9年2月末が締め切りとなります。また、申請期限以前に予算上限額に到達した場合、受付を締め切ります。

対象枠 (1、2いずれか)	共通要件	対象枠別要件	進出機能	補助対象経費※2 (消費税額及び地方消費税額を除く)	補助上限額
1 一般枠	<ul style="list-style-type: none"> 相模原市外の日本国内で法人登記、もしくは開業の届出を行って15年以内の企業等 	対象産業※1に該当する企業等	<ul style="list-style-type: none"> 営業拠点機能 本社機能 研究開発拠点機能 生産拠点機能 	① 賃料 事業所の賃貸借契約に基づく賃料 ② 事業所整備費 賃借する事業所の整備（改修等）に係る費用 ③ 外注加工費 補助金交付対象となる事業に係る外注加工費 ④ 材料費 補助金交付対象となる事業に係る材料費 ⑤ 販売促進費・広告宣伝費 補助金交付対象となる事業に関する販売促進費・広告宣伝費	120万円 (①補助率最大 10/10 ②～⑤補助率最大 1/2)
2 市アクセラレーションプログラム採択者枠		申請当該年度に新たに市アクセラレーションプログラムの採択を受けた企業等			

※1 以下の表に定める産業が対象となります。

※2 ①～⑤は併用可能です。①の補助率は最大 10/10、②～⑤の補助率は最大 1/2 までとなります。

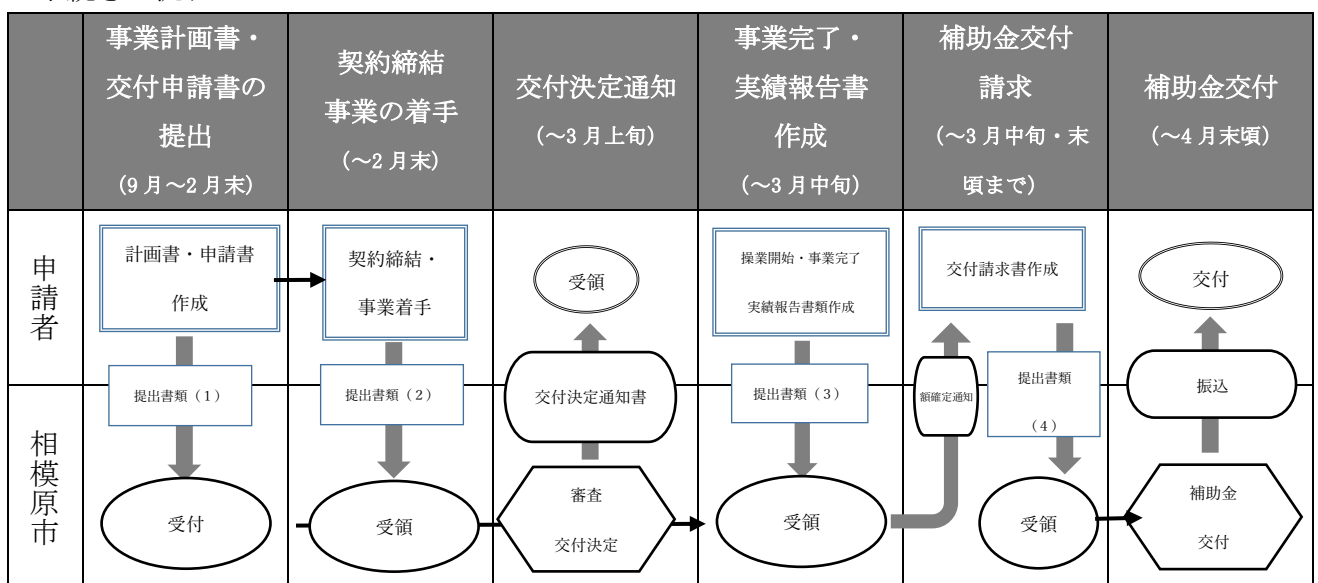
分野	対象産業の例
情報通信分野	AI、IoT、DX（自動化、RPA、情報収集・共有プラットフォームサービス等）、デジタルツイン、量子技術、データ解析、ビッグデータ利活用、仮想・拡張現実（VR・AR）、Web3、通信、スマートシティ、ロボティクス、フィンテック、ヘルステック等
製造関連分野	ロボット製造（サービスロボット、産業用ロボット）、先端素材、ナノテクノロジー、ヘルステック（デバイス製造等）、次世代モビリティ製造（パーソナルモビリティ、自動走行車、コネクテッドカー等）、ドローン・空飛ぶクルマ等製造、エネルギー・GX 関連分野製造、航空宇宙関連製造、半導体関連等
環境・エネルギー分野	省エネルギー関連サービス、再生可能エネルギー・その他次世代エネルギー関連サービス、GX 関連サービス、カーボンニュートラル関連サービス等
その他	先進的、先端的な分野と見做せるもの

3 申請スケジュール・手続きの流れ

補助金交付までのスケジュール目安は概ね以下の通りです。提出書類については、次頁「4 必要書類」も併せてご確認ください。

- ・ 事業計画書・交付申請書等の提出 : 募集開始～2027年2月末まで
- ・ 事業着手の報告・事業着手届の提出 : 随時～2月末まで
- ・ 交付決定 : 提出後随時～3月上旬
- ・ 事業完了・実績報告書作成・提出 : 随時～3月中旬まで
- ・ 補助金の額確定通知 : 3月中旬まで
- ・ 補助金交付請求 : 3月中旬～末頃まで
- ・ 補助金交付 : 4月末頃まで

<手続きの流れ>



4 必要書類

(1) 事業計画書・申請書の提出までに必要な提出書類

※必要に応じて下記以外の書類の提出を求める場合があります

- (a) ベンチャー・スタートアップ企業進出補助金交付申請書
- (b) 補助事業等計画書（任意様式）
※実施主体、事業名称・目的・内容、期待される効果等を記載してください
- (c) 収支予算書
- (d) 補助金等概要調書
- (e) 履歴事項全部証明書 ※発行後3ヶ月以内のもの、写し可
- (f) 納税証明書(国税、都道府県税、及び市町村税について未納の税額がない証明)
※発行後3ヶ月以内のもの、写し可
※国税、都道府県税は直近3年分、市町村税は5年分の納税が完納していることを確認します
- (g) 会社案内等の企業概要資料（任意様式）
- (h) 暴力団員、暴力団員等に該当しないことの誓約書及び同意書
- (i) 役員等氏名一覧表
- (j) 補助金等交付決定前事業着手届
- (k) 申請者の決算資料（直近2期分の貸借対照表と損益計算書）（任意様式）
- (l) 賃貸借契約書案※対象経費が賃料補助の場合
- (m) 賃料支払計画書※対象経費が賃料補助の場合
- (n) 賃貸借契約予定物件の賃借料を証する書類※対象経費が賃料補助の場合
- (o) 整備着手前の平面図（縮尺・寸法等を明示した平面図）、写真※対象経費が事業所整備費の場合
- (p) 見積書または補助対象経費の積算の内訳が分かる書類（任意様式）
※対象経費が事業所の整備・外注加工費・材料費・販売促進費・広告宣伝費の場合

(2) 事業着手時に必要な書類

- (a) 事業着手届

(3) 事業完了・実績報告書作成・提出時に必要な書類

- (a) 事業完成届
- (b) 収支決算書
- (c) 補助事業等実績報告書
- (d) 補助事業等実績調書
- (e) 補助対象経費の明細書（任意様式）
- (f) 賃料支払報告書※対象経費が賃料補助の場合
- (g) 補助対象経費を証する書類（見積書・契約書・領収書）
※対象経費が事業所整備費・外注加工費・材料費・販売促進費・広告宣伝費の場合
- (h) 実施した販売促進・広告の内容がわかる資料（チラシ、画面ハードコピー等）
※対象経費が販売促進費・広告宣伝費の場合

(4) 補助金交付請求時に必要な書類

- (a) 補助金交付請求書
- (b) 補助金等交付決定通知書の写し
- (c) 補助金等の額確定通知書の写し

(5) 進出の日から2年を経過する年度の末まで各年度末に行う事業実施状況報告に必要な書類

- (a) 事業実施状況に関する報告書（前年度、当該年度について報告）※毎年度市から様式を送付
- (b) 相模原市内に事業所を設置していることを証する書類（登記事項証明書等）

5 注意事項（必ずお読みください）

(1) 全体に関する注意事項

- ・以下に該当する場合、補助金の交付は受けられません。
- ① 既に相模原市で開業・法人登記をしている、事業所を保有する者
- ② 新たに相模原市内で開業、法人登記を行う者
- ③ 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる会社及び個人でない者
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- ⑤ 電子交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者
- ⑥ 相模原市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止期間中の者
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
- ⑧ 国税、都道府県税、市町村民税を滞納している者
- ⑨ 相模原市暴力団排除条例（平成23年相模原市条例第31号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団である者。
- ⑩ 条例第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）
- ⑪ 条例第2条第5号に規定する暴力団経営支配法人等。
- ⑫ 条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者。
- ・ 先着順で随時受付を行い、予算上限額に到達し次第、受付を締め切ります。
- ・ 申請額の合計が予算額を上回った場合、予算額の範囲内で按分し、申請額を減額して交付することがあります。
- ・ 補助金の支払いには相模原市内に事業所を設置したことを証する書類の提出が必要になります。
- ・ 外資系企業は日本法人の場合対象となります。
- ・ 商品在庫を保管しておくための倉庫機能、事業活動に関わらない拠点は対象になりません。
- ・ 補助対象事業の実施に関係ない部分の経費は、補助の対象になりません。
- ・ 法令に適合しない部分の経費は対象になりません。
- ・ 交付申請日前に契約したものは対象になりません。

- ・ポイント等で支払った経費は対象になりません。
- ・販売活動、研究開発、商品開発、生産等の事業活動全般に要する経費の補助を目的とした神奈川県、相模原市の補助金制度を除き、他の補助金との併用はできません。
- ・申請書受付の前に契約、もしくは、事業の着手を行ったものについては対象となりません。
- ・交付決定日の属する年度内に操業、事業実施～支払まで終了したものが対象経費となります。
- ・補助対象経費には、消費税及び地方消費税は含みません。
- ・申請は同一申請者（法人）につき一回とします。
- ・親会社、子会社、グループ企業等関連会社〔資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内）が経営する会社等〕、代表者の親族（三親等以内）との取引は対象になりません。

(2) 補助金の取り消しに関する注意事項

- ・事業開始日（当該事業所等で、事業計画概要書に係る事業を開始した日）から2年を経過する年度の末まで、相模原市内事業所での操業継続義務があります。
- ・操業継続義務期間中は、当該事業の実施状況を、毎年、年度末までに、前頁「4 必要書類（5）進出の日から2年を経過する年度の末まで各年度末に行う事業実施状況報告に必要な書類」をご提出いただきます。また、市の担当者が事業所等の現地確認に伺います。
- ・以下①②の場合を除き、これらの義務に違反した場合、交付決定を取り消し、交付した補助金を全額返還していただきます。
 - ① 市内に進出後、市内で事業所の移転を行い、継続して事業を行う場合
 - ② 法人の経営破綻・倒産、破産、廃業や個人事業主の自己破産、廃業等に伴い事業所を閉鎖する場合

(3) 補助対象経費に関する注意事項

・賃料

- ① 賃貸借契約書案と併せて、賃借後～年度内の予定賃料がわかる書類を提出して下さい。
- ② 年度を跨いで発生する賃料は対象経費になりません。
- ③ 入居を伴わないバーチャルオフィスは対象になりません。
- ④ 賃借後、操業開始時に市の担当者が事業所等の現地確認に伺います。
- ⑤ 事務所として登記される場合、コワーキングスペース、レンタルオフィス利用も対象とします。

・事業所整備費

- ① 設計費用、撤去費用、電気通信工事、建築工事費用等、新たに入居する事業所のリノベーション、改修工事に係る整備費用が対象となります。
- ② 物品等の購入費用は対象になりません。

・外注加工費・材料費

- ① 事業の実施に関連して、調査・コンサル等の外部委託や外部への試作・製作依頼により発生した費用を対象とします。

- ② 仕入れた材料をそのまま販売する場合は、材料費の対象になりません。
- ③ 人材派遣会社等から派遣された人員に対して支払う費用は対象となりません。
- ④ 親会社、子会社、グループ企業等関連会社〔資本関係のある会社、役員を兼任している会社、代表者の親族（三親等以内）が経営する会社等〕、代表者の親族（三親等以内）との取引は対象になりません。

・販売促進費・広告宣伝費

- ① 補助対象事業と関係のない販売促進費・広告宣伝費や使用実績のないパンフレット・チラシ等の制作費については対象となりません。
- ② 展示会・イベント出展費等、販売促進に関する費用も対象となります。
- ③ 接待交際費は対象となりません。
- ④ 実績報告・補助金交付請求時に、実施した販売促進、広告の内容がわかる資料（チラシ、画面ハードコピー等）を提出していただきます。

・対象外経費例

- ① 公租公課、新聞購読料、書籍代、団体等の会費
- ② 茶菓、飲食、娯楽、接待の費用
- ③ 電気代、ガス代、水道代、通信回線費
- ④ 借入金などの支払利息及び損害遅延金、振込手数料、代引き手数料
- ⑤ 他の事業と補助対象事業が明確に区分できない経費
- ⑥ 一般価格や市場価格等と比べて著しく高額な経費
- ⑦ 公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費

6 担当・お問合せ先

相模原市環境経済局 創業支援・企業誘致推進課

住所 相模原市中央区中央 2-11-15 5階

受付時間 8:30~17:15

連絡先 042-769-9253

※お越しいただく前にお電話（直通 042-769-9253）にてお問い合わせください。